

内閣参質一五一第三六号

平成十三年九月二十五日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 福田康夫

参議院議長井上裕殿

参議院議員福島瑞穂君提出出入国管理及び難民認定法の旅券等証明書常時携帯義務違反の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出出入国管理及び難民認定法の旅券等証明書常時携帯義務違反の運用

に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十六年から平成二年までの各年の警察による旅券等の常時携帯義務違反又は呈示義務違反に係る出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）違反事件の検挙件数及び検挙人員は、それぞれ、昭和五十六年が六十九件、五十七人、昭和五十七年が零件、零人、昭和五十八年が七十六件、五十九人、昭和五十九年が八十二件、七十九人、昭和六十年が百六件、九十九人、昭和六十一年が百三十件、百十四人、昭和六十二年が百四十五件、百三十二人、昭和六十三年が八十七件、七十六人、平成元年が百五十三件、百十三人、平成二年が二百五十三件、二百十人である。

二について

各都道府県警察においては、警察官の職務執行の相手方の人定事項を確認する必要がある場合において、当該相手方が日本の国籍を有する者であるか否かを直ちに確認することができないときは、当該相手方等の供述、関係機関への照会等に基づき当該相手方の国籍を速やかに確認するよう努めており、適正に

対処しているものと承知している。

三について

警察においては、お尋ねのような判断基準は定めていないが、各都道府県警察においては、具体的な事案に即して適正に対処しているものと承知している。

四について

旅券の常時携帯義務に関し、御指摘の諸外国政府に対する照会したところ、在留外国人に対する旅券の常時携帯義務を課している旨の回答があつた国は、スウェーデン、デンマーク、フランス、スペイン、ポルトガル、ベルギー、ロシア、中国、韓国、フィリピン、マレイシア、インドネシア、イラン、トルコ、ブラジル及びチリであり、同義務の対象者及び根拠となる法令等は、別表一のとおりである。

また、右の旅券の常時携帯義務を課している国のうち、旅券不携帯に対する罰則がある旨の回答があつた国は、デンマーク、フランス、ロシア、中国、韓国、フィリピン、マレイシア、インドネシア及びブラジルであり、その罰則及び根拠となる法令等は、別表二のとおりである。

五について

御指摘の執務資料においては、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。以下同じ。）による外国人登録証明書の常時携帯義務違反に係る外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号。以下「外登法」という。）違反は警察の捜査の対象とならないこと、警察官が特別永住者に外国人登録証明書の提示を求める場合等は常識的かつ柔軟な姿勢で処理すべきこと等、外登法の運用上の留意点等を取りまとめている。

別表一 在留外国人に旅券常時携帯義務を課している国別対象者及び根拠法令等

国名	対象者	根拠法令
スウェーデン	一六歳以上の外国人（特定の国（注一）の国籍を有する者、永住許可を受けている者及び難民等保護の必要から一時的な滞在許可を受けている者を除く。）	外国人法第一章第二項、外国人に関する命令第一章第一a項
デンマーク	一八歳以上の外国人（EU加盟国（注二）、ノールウェー、イスランド、リヒテンシュタインの国籍を有する者を除く。）	外国人法第三十九条、外国人に関する命令第四八条
フランス	すべての外国人	新刑事訴訟法第七八一一条及び第七八一二条
スペイン	すべての外国人	外国人法実施規則第五九条第三項
ポルトガル	一六歳以上の外国人	身分に関する書類の所持に関する法律第二条、外国人法第一五条
ベルギー	短期滞在の外国人（EU加盟国人で身分証明書を携帯する者を除く。）	一九八一年一〇月八日官報掲載の入国、滞在にする法律第四章第三八条

			ロシア	すべての外国人
			韓国	一六歳以上の外国人
			マレーシア	一七歳以上の外国人
			フィリピン	すべての外国人
			インドネシア	すべての外国人
			イラン	すべての外国人
			トルコ	すべての外国人
ブラジル				すべての外国人
				「ソ連邦での外国人滞在の規則」（一九九一年四月二六日ソ連邦閣僚会議決定第二一二二号）
				外国人入出境管理法実施細則第二五条
				出入国管理法第二七条第一項
				出入国管理法第一〇条及び第一五条
				一九五九年及び一九六三年入国管理法第三九条、一九六六年旅券法第二条
				一九九二年出入国管理関係法律第九号第三九条b 外国人入国・在留許可関係法第一〇条 旅券法第二条
				外国人法第九六条

注一 「特定の国」とは、ベルギー、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド及びスウェーデンである。

注二 「EU加盟国」とは、ベルギー、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スウェーデン及びイギリスである。

別表二 旅券不携帯に対する罰則がある国別罰則内容及び根拠となる法令等

国名	罰則根拠法令	罰則内容
デンマーク	外国人に関する命令第五六条	百五十クローネの罰金
フランス	新刑事訴訟法第七八一三条及び第七八一五条	官憲から身分の証明を求められたときから四時間以内を限度として、検査実施現場又は警察等の場所に身柄を拘束できる。
ロシア	行政違反法典第一八四条	警告又は罰金（金額は不明）
中国	外国人入境出境管理法実施細則第四三条	警告又は五百元以下の罰金
韓国	出入国管理法第九八条第一項 第二号	百万ウォン以下の罰金
フィリピン	出入国管理法第四六条	五千ペソ以上一万ペソ以下の罰金又は五年以上十年以下の拘禁
マレーシア	一九五九年及び一九六三年入国管理法第五七条	一万リンギットを超えない罰金又は五年を超えない拘禁
インドネシア	一九九二年出入国管理関係法律第九号第五一条	最長一年の拘禁及び最高五百万ルピアの罰金又はその一方
ブルジル	外国人法第一二五条、軽犯罪法第六八条	最低賃金の二から十倍に相当する罰金